(三)　技能実習制度の適切な運用

技能実習制度については、外国人研修生の法的保護の強化の観点から、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）が改正され、平成二十二年七月から施行された。これにより、技能実習生には入国一年目から労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）等の労働関係法令が適用されることを踏まえ、監理団体・実習実施機関への巡回指導、母国語による電話相談等により、本制度の適正な実施を推進する。

○厚生労働省告示第三百二十七号

地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第四条第一項の規定に基づき、雇用開発促進地域及び自発雇用創造地域における地域雇用開発の促進に関する指針（平成十九年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように改正したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第3中「地域雇用創造推進事業」を「実践型地域雇用創造事業」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十八号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十四号）の全部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助とする。

○厚生労働省告示第三百二十九号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第一条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第一条第二号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成十七年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「すべて」を「全て」に改める。

本文に次の一号を加える。

五　都市部の借地権が設定されている民有地の上に設置された有料老人ホーム（社会福祉施設等と一体的に設置されたものに限る。）であること。

○厚生労働省告示第三百三十号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第一号の規定に基づき、平成十五年厚生労働省告示第三百二十九号（独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第一号に規定する軽費老人ホームの設備及び運営方法に関する基準）の全部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第一号に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成二十年厚生労働省令第百七号）に定める設備及び運営に関する基準を満たしていること。

○厚生労働省告示第三百三十一号

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第二号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第二号の規定に基づき別に厚生労働大臣が定める事業（平成十八年厚生労働省告示第三百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改め、第三号中「（同法にいう生活介護、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を除く。）」を削り、「相談支援事業」を「一般相談支援事業、特定相談支援事業」に改める。

○厚生労働省告示第三百三十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月六日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「同条第十項」を「同条第九項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「のうち、主として身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。）又は精神障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する精神障害者のうち十八歳以上である者をいう。）に行うもの」を削る。

○厚生労働省告示第三百三十二号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十四事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額として農林水産大臣が定める金額を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十四年四月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産大臣が定める金額　千三百七億三千七百二十九万四千円

○農林水産省告示第九百三十三号

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第百十七条第二項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が指定する管轄森林管理局を次のように指定し、平成十三年一月六日農林水産省告示第二号（姫川地区民有林直轄治山事業に関する管轄局を指定する等の件）は、廃止する。

平成二十四年四月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織令第百十七条第二項の農林水産大臣が指定する管轄森林管理局は、次の表の上欄に掲げる事項の区分に応じ、同表の下欄に定めるとおりとする。

事項	管轄森林管理局
姫川地区民有林直轄治山事業	中部森林管理局
宮城県白石市、角田市、刈田郡七ヶ宿町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町及び同郡山元町の区域内に所在する国有林野の除染等の措置並びに除去土壌等の収集及び運搬	関東森林管理局

○農林水産省告示第九百三十四号

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）第八条の規定に基づき、平成十五年十月一日農林水産省告示第千五百三十五号（野菜生産出荷安定法施行規則第八条の規定に基づき、農林水産大臣が定める野菜を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年四月六日　農林水産大臣　鹿野　道彦

「及びオクラ」を「、オクラ」に改め、「高知県、鹿児島県及び沖縄県の区域内で生産されるものに限る。」の下に「及びみょうが（高知県の区域内で生産されるものに限る。）」を加える。

○経済産業省告示第九十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十四年四月六日　経済産業大臣　枝野　幸男